

一宮市告示第 286 号

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定により、別紙の通り令和 7 年度固定資産税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部資産税課で保管しており、申し出によりいつでも交付します。

令和 7 年 6 月 10 日

一宮市長      中野 正康

[illegible]